

第26回社会保障審議会 少子化対策特別部会	参考資料4
平成21年9月1日	

社会保障審議会少子化対策特別部会保育専門委員会 開催要綱

1. 目的

現在、地方自治体関係者や労使関係者などからなる社会保障審議会少子化対策特別部会において、『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』等に基づき、国・地方・事業主・個人の負担の組み合わせによって支える包括的な次世代育成支援のための具体的な制度設計について、税制改革の動向を踏まえつつ検討が進められているところであり、本年2月に「第1次報告」がとりまとめられたところである。

同報告を踏まえた少子化対策特別部会における保育に係る検討に資するため、専門的な見地から議論を行うものとして、少子化対策特別部会の下に保育第1専門委員会及び保育第2専門委員会を設置することとする。

2. 構成

- (1) 各専門委員会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 各専門委員会に委員長を置く。

3. 検討事項

新たな次世代育成支援のための保育制度に関する検討等。

4. 運営

各専門委員会の庶務は、雇用均等・児童家庭局保育課が行う。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が雇用均等・児童家庭局長と協議の上、定める。